

被災地の復旧・復興については、阪神・淡路復興対策本部が設置され、4月28日、阪神・淡路復興委員会の意見を踏まえて「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」を決定し、復旧・復興のために当面必要な施策が講じられてきた。また、7月28日には、「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」が決定され、今後、生活の再建、経済の復興及び安全な地域づくりを基本的課題として被災地の復興に取り組んでいくこととされた。なお、これまでに、16本の特別立法措置が講じられたほか、6年度2次補正、7年度1次補正及び2次補正において、大震災等に対応するために必要な経費が追加されたところである。

(3) 東京一極集中の是正・全国的視野にたった分散型国土構造の形成

東京は、我が国の首都であると同時に経済の中心地でもあり、政治、行政や金融・情報等に関する中枢機能が集中している。このため、ひとたび首都圏において災害が発生すると、日本の政治・経済は大きな打撃を受け、国民生活も大きな影響を被ることとなる。したがって、まず、首都圏における都市の防災構造化をはじめとした各種防災対策を推進する。さらに、東京一極集中の是正・分散型国土構造の形成は、良好な住宅・都市環境の確保、職住近接の実現という平常のくらしの観点に加え、災害による経済的・社会的ダメージを最小限なものにとどめ、国民が安心して暮らせる社会を構築するという観点からも重要である。このため、「国会等の移転に関する法律」に基づく新首都の建設等首都機能の移転について積極的な検討を進めることを含め、その一層の推進を図る。

(4) 今後発生が予想される災害への取組み

我が国は災害列島であり、今後とも、大規模な災害が発生することが予想される。特に震災対策については、あらかじめ、以下のような施策を講ずる必要がある。

① 発災時における情報の収集及び伝達の徹底・充実

発災時の情報の収集・伝達は、その後の災害対策を大きく左右する重要な要素であることから、防災無線の充実等により、被災状況、災害規模等に関する情報の迅速な収集、災害情報の官邸等への迅速な伝達を図るとともに、災害対策に係る指示の一元化を図る。また、パブリック・メッセージ等災害に関する広報の充実を努める。さらに、情報伝達手段についても、通信衛星等による無線ネットワークやパソコンネットワークを活用するなど、その多様化を図る。

② 災害救助

災害救助においては発災後3日以内の人命救助活動が特に重要であると指摘されていること等を踏まえ、防災関係機関の役割分担の明確化、連携の強化を図る。また、地域において、食料、飲料水等の備蓄の充実を図る。さらに、災害時の行政活動には限界があることから、応急手当に関する知識の普及等により、国民の自主防災能力を向上させる。

③ ボランティア活動への行政の支援

災害時におけるボランティア活動は日常のボランティア活動の集積であることから、日常のボランティア活動を支援する。また、災害時における適切な官民連携、公的施設の積極的な提供、募金等によるボランティア活動の運営資金の援助の促進等により、災害時におけるボランティア活動を支援する。さらに、ボランティア団体の組織化、ネットワーク化等により、災害時におけるボランティア活動の一層の円滑化を図る。

④ 災害復旧・復興

被災者の生命、生活を守るためには、ライフラインや公共施設等の早期復旧を含む被災市街地の迅速な復旧・復興が不可欠であり、国等はそれに十分な配慮を払う。

⑤ 国土構造

幹線交通網・情報通信網の整備を進め、大都市圏に集中した人口・機能を分散することにより、経済的、社会的なリスクの軽減を図り、災害につよい国土構造を構築する。また、国土構造の形成に当たっては、各種ネットワークシステムの多重化を一層進めるとともに、ゆとりをもたせた構造、いわゆるリダンダンシーの発想の導入を行う。

⑥ 災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりを推進するため、既存の構造物に係る耐震性の点検・補強、新設の構造物に係る耐震性の確保、耐震基準の整備、老朽建築物の建替え促進等を図る。また、防災拠点としての防災安全街区、貯水槽・備蓄倉庫等を備えた都市公園、延焼防止・避難・緊急物資輸送に必要な幅員の広い幹線道路や緩衝緑地等の整備を、住民の意見を取り入れつつ進める。さらに、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。加えて、地震保険の活用・充実を図る。

⑦ 防災マニュアル

国等において、大地震等による被害想定の見直しや、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画の見直しを行うとともに、自治体相互間の広域応援体制を確立する。また、民間企業等において、特に通信・物流等の確保に留意しつつ、緊急時の対策マニュアルの策定、見直しを促進する。さらに、国民個々の自主防災を支援するため、国等において、自主防災マニュアルの作成やその充実を図る。

⑧ 国際協力

医師団や救援物資、救助犬などの海外からの支援について、被災地のニーズに合った受入れを迅速に実行できるようなシステムを整備する。

⑨ 地震予知の調査・研究等

調査・研究の充実や観測施設の整備等により災害予知能力を向上させるとともに、防災対策に関する研究開発を推進する。

5. 消費生活の充実のための内外価格差是正・縮小

(1) 内外価格差是正・縮小の基本的な考え方

我が国は、名目所得が世界で最も高い国の一つとなったが、物価水準が他の諸国と比較して割高であり、名目所得の高さほどには生活の豊かさを感じる事ができない。内外価格差を早急に是正・縮小し、消費者の多様な選択の幅を拡大し、国民に豊かさをもたらす必要がある。

食料品、衣服・履物、家賃・水道・光熱費、交通・通信などの消費ウエイトが高いものについては大きな内外価格差があり、家計の行う最大の投資である住宅建設についても大きな内外価格差が存在する。これは、国際競争にさらされているごく一部の輸出産業のみが国際的な水準の生産性を持つのに対して、サービスなどの国際競争にさらされていない産業の生産性が、規制や競争制限的な民間慣行等によって他の先進国に比べて低くなっていることなどにより価格が高くなっているからである。

消費者の利益のために、このような低生産性部門の生産性を上昇させ、内外価格差を是正・縮小することが必要である。

(2) 内外価格差是正・縮小のための施策

① 規制緩和の推進

規制緩和を推進することにより、競争を活発化し、生産性の低い分野の生産性を上昇させ、内外価格差を是正・縮小する必要がある。規制緩和政策の推進にあたっては、「規制緩和推進計画」を踏まえ、以下の原則で行う。

経済的規制については、原則自由・例外規制を基本とする。競争的産業における需給調整の観点から行われている参入・設備規制等については、事業の内容・性格等を勘案しつつ、廃止を含め抜本的に見直す。また、社会的規制については、技術革新等の進展に伴いその意義、必要性が薄れてきたものもあるので、不断に見直しを進め、本来の政策目標に沿った必要最小限なものとするを基本的な考え方とする。規制緩和策を計画的に推進するとともに、定期的にその見直しを行い、改定する。規制の新設は必要最低限度にすることを基本方針とし、原則として当該規制を一定期間経過後に見直すこととする。

地方公共団体においても、国・地方を通じる規制緩和の推進の観点から規制の見直しを進めることが重要である。

なお、安全・健康の確保、環境の保全等の社会的規制等の観点から、どうしても規制等が必要な場合もあるが、その場合にも、必要以上に新規参入等による競争を阻害することのないよう、直接的規制等の手段を選択するなど、可能な限り競争が行われるような環境を整備する。その際、特にその必要性が認められるもの以外については、規制の国際的整合化を図ることも重要である。

また、規制緩和のためには、企業、消費者の自己責任原則の確立が重要である。

② 競争政策の積極的展開

公正かつ自由な競争を一層促進することにより、我が国市場をより競争的かつ開かれたものとし、また、規制緩和後における市場において競争制限的行為が行われることのないよう、独占禁止法の厳正な運用を行うなど競争政策の積極的展開を図る。

事業活動等に対する規制制度をもつ産業において、事業者団体が、各事業者の事業計画等の申請に関して事業者団体との協議が必要であることとし、協議を経た上で各事業者に申請させることがある。このような公的規制に関連した違反行為を含め事業者団体による独占禁止法違反行為の未然防止の徹底を図る。

個別法による独占禁止法の適用除外カルテル等制度については、平成10年度末までに原則廃止するという観点から見直しを行い、平成7年度末までに具体的結論を得る。

再販価格維持制度については、これまでの指定品目の範囲の縮小後の状況等の調査を行い、平成10年3月末までに全ての指定品目（一般用医薬品14品目、小売価格が1,030円以下の化粧品14品目）について、取消しのための所要の手続の実施を図る。医薬品については、現行指定品目に関し、上記調査を行い、調査の結果を踏まえ、平成8年度中に指定取消しのための手続を実施する。また、再販適用除外が認められている著作物（書籍、雑誌、新聞、レコード盤、音楽用テープ及び音楽用CD）について、平成10年3月末までに、その範囲の限定・明確化を図る。

競争政策の徹底を図り、公正な競争を確保する観点から、公正取引委員会の組織、人員等の面で体制を強化する。

③ 適切な公共料金政策

公共料金等価格規制については必要最小限のものとしつつ、低廉で良質なサービスの確保を図るため、競争的環境の整備、経営の効率化等の推進に併せ、事業の内容・性格等を勘案しつつ、価格設定の在り方の検討、料金の多様化、弾力化を推進する。

また、速やかに円高差益還元を図る。

④ 輸入・対内直接投資の推進

輸入の促進や対内直接投資の拡大による競争を促進させる観点から、市場開放措置や輸入促進地域、輸入関連インフラの整備、税制、金融上の措置等の輸入促進支援策を実施するとともに、我が国の高地価等の対内直接投資阻害要因や競争制限的な慣行等の輸入阻害要因の是正に努める。また、対内直接投資を行う外国企業等に対し、事業展開や資金調達円滑化等を目的とした税制、金融等における政策的支援等を行い、積極的な広報の展開、情報センター機能の充実などの情報提供を積極的に行う。さらに政府調達については、より一層透明かつ公正な手段により内外無差別の調達を行うため、手続きの改善や情報提供の改善等累次のアクション・プログラム等を確実に実施するとともに、平成8年1月1日発効予定の新政府調達協定の実施に努める。

⑤ 合理的な商慣行と消費者行動

再販価格維持制度によるものを含めメーカーが小売価格に関与しようとする民間慣行は価格形成の伸縮性を阻害し、価格を割高で硬直的なものとする傾向があった。またこれは、品質や業態による価格差を生み出しにくく価格選択の幅を狭

くするため、日本人の消費者行動に、外国に比べ価格感応度が低く、品質、品揃え、ブランドイメージ等を重視するという傾向が観察される要因の一つとなっている。これがコストを上昇させ、内外価格差の一因になってきた。

このため、規制緩和等を促進することにより、競争制限的な民間慣行が是正され、価格弾力的な消費者行動が可能となるような環境整備を図る。また、コスト構造や制度面の違い等を含めた広範な内外価格差調査及び要因分析を実施し、その結果を規制緩和の推進に反映させるとともに、調査結果の適宜適切な公表等による情報の一層の提供を行うことにより、情報格差をなくし、事業者、消費者の合理的な行動を促進する。

6. 地域の多様性に応じた社会環境等の整備

(1) 施策の基本的な考え方

首都圏は、今後とも世界を代表する圏域として発展していく必要がある反面、過度の集中に伴う歪みも大きく、豊かな国民生活の観点から、その是正に大きな努力を払う必要がある。高い地価、遠・高・狭の住宅事情、長距離化し、激しい混雑が続く通勤・通学、深刻な交通渋滞、行きづまりをみせるごみ処理問題等に直面している。さらに、近時、東京都区部のほとんどの地域で、高い地価や生活環境の劣化等を反映し、人口減少や、空洞化現象がみられるようになってきている。このように、首都圏の住民の多くが、多大な時間コストと地価コストを無為に負担しており、さらに、既存の社会資本ストックの遊休化の面も指摘されている。

このため、首都機能の移転及び地方分権・分散等による中枢機能の選別・純化に加え、既成市街地の整備や職住近接を可能とする住宅供給、コミュニティの確保等によりバランスのとれた国民生活の実現を図る必要がある。

一方、その他の都市圏の国民生活については、近時、所得、物価、就業、地価等を含む総合的な生活水準の観点から、東京・地方の格差が縮小傾向にあることがうかがわれる状況にある。今後は、これを助長し、国民が要望する地方定住を可能とし、推進するため、就業機会の充実、都市的機能の向上等を図りつつ、地域の自然環境や伝統・文化を活かしてゆとりとうるおいのある地方生活の享受を確保する必要がある。

また、農山漁村については、住宅や自然環境等の面では恵まれているが、就業機会や基礎的な生活環境基盤等の面では都市に比べ立ち遅れており、特に中山間地域にお